

裁量労働に関するみなし労働時間制

第〇条 業務の性質上、業務遂行の手段及び時間配分をその者の裁量に委ねることが適当な次の業務について、裁量労働に関するみなし労働時間制を適用する。

- 1 附属〇〇研究所において研究開発に携わる社員
 - 2 情報処理システム部においてシステム設計に携わる社員
- 2 前項の制度は、労働基準法第38条の3第1項に基づく労使協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出てこれを行う。
- 3 第1項のみなすこととなる労働時間は、前項の労使協定で定めるところによる